

新型コロナウイルス感染症の影響下にあっても

新分野進出・新製品開発等に挑戦する中小企業者の皆様へ

スキルアップのための 教育研修を支援します！

最大
10万円
(補助率1/2)

いばらき中小企業 人材育成支援事業補助金

募集締切

令和4年1月28日(金)まで

※交付決定日以降に受講した研修等が助成対象となります。

※研修等の受講開始日から起算して**14日前までに**申請してください(必着)。まずはお早めにご相談ください。

補助金活用例

受講する講座

- WEB関連のスキル講座 → WEBを活用した新たな事業分野へ進出
- ドローン操縦講習 → ドローンを活用した新サービスへの参入
- AIビジネス活用講習 → AIを活用した新製品・サービスの開発

※従来と同一の事業分野の中で、単純なメニューの追加等を行う場合は対象外となります。

新たに取り組む事業等

対象者：**①新たな事業分野へ進出する者**

②新製品・新サービスの開発や生産プロセスの改善を図る者

※②の場合は、AI・IT等をはじめとする革新性のある技術・知識を用いるものに限る

対象経費：**新分野進出・新製品開発等に必要となる資格取得やスキルアップのための教育研修費等(外部研修の受講料、外部講師の招へい費用(謝金、旅費))**

※資格試験受験料は対象外

※交付決定日から令和4年2月末日までの間に受講(支払含む)が完了するものに限る

補助額：1事業者あたり最大**10万円**(補助率1/2)

↓詳細は、県産業政策課HPにてご確認ください↓

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6

茨城県産業戦略部産業政策課 産業企画グループ

TEL：029-301-3525

MAIL：shosei2@pref.ibaraki.lg.jp

詳細はこちら



— 対象範囲 —

【対象範囲】 県内の中小企業・個人事業主（詳細は補助金交付要項に定めるとおり）

【新分野進出等の内容】

1. 新たな事業活動
2. 新製品の開発・生産
3. 新役務の開発・提供
4. 商品の新たな生産又は販売の方式の導入
5. 役務の新たな提供の方式の導入

※従来と同一の事業分野の中で、単純なメニューの追加等を行う場合は対象外となります。

— 必要書類 —

①補助金交付申請書

②研修等の内容がわかる資料（チラシ・パンフレット・HPを印刷したもの等）

③受講料等の金額が確認できる資料

④誓約書（紙申請の場合のみ）

⑤県税の未納がないことの証明書（原本） ※県税事務所で取得してください。

⑥事業活動を証する書面

- ・法人の場合：県税事務所に提出した法人県民税・事業税申告書の写し
- ・個人の場合：税務署に提出した青色申告決算書又は収支内訳書の写し

⑦提出書類チェックリスト

※各種様式等は、県産業政策課HP（URLは表面に記載）よりダウンロードできます。

※申請書類に不備等があった場合は、交付決定までに要する期間が長くなりますので、お早めに申請してください。

— 申請方法 —

○郵 送（簡易書留等の送達過程の記録が残るもの）

郵送先：〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6
茨城県産業戦略部産業政策課 産業企画グループ 宛

○いばらき電子申請・届出サービスによるオンライン申請

産業政策課HPのリンクから、申請画面にアクセスできます。

URL：https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/sansei/sangyo/jinzai/jinzai_top.html

※先着順に受付いたします。

※補助金交付申請額が予算額（500万円）に到達し次第、公募終了とさせていただきます。

申請フロー

申請の受付

研修等の受講開始日から起算して14日前まで
(又は1月28日まで) (必着)

交付決定

申請受付から2週間以内
(申請書類に不備等がない場合)

研修等受講

令和4年2月末日まで
(受講料等の支払いを含む)

実績報告

全ての研修等の終了後30日以内 (又は令和4年3月10日のいずれか早い日まで)

補助金交付

補助金額の確定及び請求後

※令和3年4月1日から起算して5年間は、研修等受講後の、交付申請書記載の事業計画の進捗状況について報告を求める場合がありますので、あらかじめご了承ください。